○近畿大学研究コンプライアンス規程

令和８年９月１日

（目的）

第１条　この規程は、近畿大学（以下「本学」という。）における研究活動上のコンプライアンスを推進し、研究不正を防止することを目的とする。

（研究コンプライアンス推進体制）

第２条　前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる者を置き、その責任、権限等は当該各号に定めるとおりとする。

（１）　研究コンプライアンス最高管理責任者

本学全体を統括し、研究活動上のコンプライアンス推進・不正防止の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとし、学長がその任に当たる。

（２）　研究コンプライアンス統括管理責任者

研究コンプライアンス最高管理責任者を補佐し、研究活動上のコンプライアンス推進・不正防止に係る管理・運営について、全体を統括するものとし、理事長が指名する者（なお、原則として常任理事のなかから指名する。）をもって充てる。

（３）　研究コンプライアンス推進責任者

研究活動上のコンプライアンス推進・不正防止に係る管理・運営について各所属における具体的な指揮を行うものとし、学部長、所長等をもって充てる。

（４）　研究コンプライアンス推進副責任者

研究活動上のコンプライアンス推進・不正防止に係る管理・運営について各所属における日常的な管理・監督を行う者とし、学科長、センター長等をもって充てる。

（研究コンプライアンス教育）

第３条　研究コンプライアンス推進責任者は、研究活動上のコンプライアンス推進・不正防止を図るため、所属における研究活動に直接的又は間接的に関わる全ての教職員（以下「研究関与教職員」という。）に対し、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を定期的に実施するものとする。

２　研究関与教職員は、前項に基づく研修等を受講しなければならない。また、研究コンプライアンス推進責任者は、その受講状況について、管理・監督するものとする。

３　研究コンプライアンス推進責任者は、前２項に定めるほか、研究活動上の不正を発生させる要因を把握し、不正防止のための教育・啓発に努めるものとする。

（研究コンプライアンス委員会）

第４条　研究活動上のコンプライアンス推進・不正防止に係る管理・運営について取り扱う機関として、研究コンプライアンス委員会を置く。

２　研究コンプライアンス委員会は、次に掲げる者を委員として構成する。なお、第１号、第２号又は第６号に基づく委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（１）　学長が指名する副学長又は副学長補佐

（２）　常任理事のうち理事長の指名するもの

（３）　法人本部総務部長

（４）　監査室長

（５）　大学運営本部学術研究支援部センター長

（６）　その他学長が指名する教職員

３　研究コンプライアンス委員会は、次に掲げる事項について、研究におけるコンプライアンス推進・不正防止の観点から取り扱い、コンプライアンス違反のおそれを認める場合は研究コンプライアンス最高管理責任者へ報告する。

（１）　研究活動の運営・管理に関する事項

（２）　研究費の管理・執行に関する事項

（３）　研究活動上の行動規範その他不正行為防止計画に関する事項

（４）　その他研究活動上のコンプライアンス推進に関する事項

４　研究コンプライアンス委員会に委員長を置き、委員のうち学長の指名するものをもって充てる。

５　研究コンプライアンス委員会に関する事務は、監査室において行う。

（相談窓口）

第５条　研究活動上の研究者の事務処理手続に関し、統一的な運用を図るため、次のとおり相談窓口を置く。

（１）　東大阪キャンパス

大学運営本部学術研究支援部

（２）　その他のキャンパス等

各会計単位における研究費事務担当部署

２　相談窓口は、本学における研究活動上の事務処理手続に関する学内外からの照会等に対応し、本学における研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

３　相談窓口は、取り扱った相談、照会等について、適宜に研究コンプライアンス委員会に連携するものとする。

（不正行為への対応等）

第６条　研究活動上の不正行為に対する取扱い（その告発窓口に係る事項を含む。）は、研究活動上の不正行為等への取扱規程の定めるところによる。

２　研究活動上の不正行為に関与した物品等納入業者に対する取扱いは、学校法人近畿大学物件調達規程第８条の定めるところによる。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、研究コンプライアンス委員会の議を経て行うものとする。

（その他）

第８条　この規程に定めるほか研究活動上のコンプライアンス推進・不正防止に関する事項は、必要に応じ研究コンプライアンス委員会の議を経て、コンプライアンス最高管理責任者が定める。

附　則

この規程は、令和８年９月１日から施行する。